令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業 しまひめライド管理・運営委託業務仕様書

1 事業目的

しまなみ海道は、これまで約10年に渡る官民挙げてのサイクリングを核とした取組みにより、国内外から年間約33万人ものサイクリストが訪れる「サイクリストの聖地」へと成長を遂げたが、その多くが尾道市を起点に広島県側のみを走行しているものと推定されるほか、本県側アクセスは、JRを除くと「松山空港、松山観光港、東予港」などの交通結節点が起点となるが、それぞれ50km程度の距離があるため、アクセス者は少数に止まっている。もとより、サイクリストの大半は宿泊を伴わない「通過型」であり、飲食以外の消費が少ないことも相まって、本県側陸地部への経済効果は僅かとなっている。

この現状を打破し、広島県側のみを走行するサイクリストを本県側陸地部に引き込むため、しまなみ海道から交通結節点を有する松山市及び西条市まで(しまなみ+本県陸地部)の、エリア内に、「広域サイクルツーリズム圏域」を形成し、サイクリングを切り口として、本県側の豊かな自然を生かした多彩な体験型コンテンツや温泉・宿泊施設等との更なる連携による仕掛けづくり等を行いながら数日掛けて周遊する新たな自転車旅の提唱と普及・定着を図り、「通過型」から「滞在型」観光への転換を促進することで、同エリアを「認知の確立」から「実需の創出」ステージへと飛躍させる。

2 事業期間

契約の日から令和8年3月末まで

3 委託業務

(1)業務詳細

下記の取組みを効果的に組み合わせて実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

① しまひめライドの管理・運営

本県エリアでの「滞在型」自転車旅(新しい自転車旅)の提唱と普及・定着のため、広島県(尾道)と本県(松山・西条)を起終点とする「しまなみ海道」+「本県陸地部」において、初心者でも数日で走破できるサイクリング周遊ルートとして5年度から開始したデジタルスタンプラリー「しまひめライド」の通年管理・運営を行うこと。

しまひめライドの管理・運営に当たり、コンテンツ事業者を始めとする地元関係者等(参画事業者等)と連携しながら、地域が一体となったしまひめライドの機運醸成を図るため、同関係者等に「新しい自転車旅」をモチーフとしたのぼりなどのノベルティを配布し、参画を契機に常時掲示してもらうことで機運等を具現化するほか、地元ならではおもてなしのプラスワンとなるホスピタリティの提供に向けて、しまひめライドの参加者等に対し、施設等の利用に応じて各事業者から配布するための各種ノベルティを制作すること。

<しまひめライド運用概要(想定)>

・期 間:令和7年5月から通年運用

※しまひめライドの概要は以下の HP で確認できます。

https://gse.cycling-ehime.com/

https://gse.cycling-ehime.com/shimahime-ride/

・アプリ:デジタル観光ツアーアプリ「SpotTour」もしくは、効果的にデジタルスタンプラリーを実施できるアプリを提案すること。(R5,6年度は「SpotTour」で実施)

また、通年で常時利用可能なアプリを設定すること。

- ・制作物:スポット登録施設用のノボリ、参加者配布用のノベルティ、PR用のチラシ、デジタルスタンプラリー参加者用の景品等
- ・広報:デジタルスタンプラリーPR 用の上記 HP の修正・更新 (修正・更新の作業は、HP の管理事業者と連携して行うこと)
- ・スポット:圏域(松山市、今治市、西条市、上島町)内の宿泊施設、飲食店、体験スポット、小売店等(令和7年2月現在「しまひめライド」に134スポット登録済)

・その他:

- →通年で参加意欲が湧くようなツアー設計及び圏域内での消費を促進する取組みを実施するほか、参加者及び地元関係者等(参画事業者等)に広く内容を周知すること。
- →参加者には、圏域内周遊や滞在時間増加につながるインセンティブを付与 すること。
- →参画事業者獲得のための取組みを実施すること。
- →適宜、利用者分析のうえ、月次レポートを提出すること。

② しまひめライドの参加者増加に向けた広告配信

WEB 広告等を活用してしまひめライドの参加者増加につながる情報を国内に発信する。

<広告配信概要>

ターゲット:首都圏・近畿圏・近隣県の旅行者

広告媒体:GDN 広告及びSNS 広告

成果目標:しまひめライドの参加者増加

<目標数値>

下記の努力目標を参考にして、目標達成が見込まれる企画提案をすること「タカロ博」

【努力目標】

スポット訪問数・・・1,000個(令和8年3月末まで)

(参考) 令和6年度実績

スポット訪問数 ・・・769 個(令和7年2月17日時点)

※スポット訪問数は、デジタルスタンプラリーの参加者が QR コードを読取り、スタンプを取得した数の合計。

<特記事項>

- ・広告クリエイティブについては、広告効果の最大化を図るうえで最適なクリエイティブを制作すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数の目安を示したうえで、委託者との協議を踏まえ、決定すること。
- ・選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること
- ・広告配信概要に記載されたターゲットを踏まえて効果的かつ効率的な配信設 定を行うこと。
- ・広告配信の時期及び期間については社会情勢や旅行市場の動向を踏まえて提 案すること。
- ・随時レポートで広告の成果目標の進捗を委託者・受託者で確認し、必要に応じてクリエイティブ・媒体・ターゲット設定を随時見直すこと。
- ・配信後、クリック数、閲覧回数、閲覧者の属性(年齢・地域・特性など)に 係るレポートを適時提出すること。

(2) 経費の内訳

運営業務に係る一切の収支を計上すること。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業しまひめライド管理・運営委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- ○作成部数 紙媒体1部及びデータ
- ○提出先 グレーターしまなみ・えひめ推進協議会

(事務局:愛媛県自転車新文化推進課)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は 受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担 で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協 議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材(写真、動画など)の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないよう注意すること。特に、電動アシスト自転車(E-BIKE など)を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。特に、交通法規に関わる内容(例:制作する動画の交通違反の有無)は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。
- (3) ホームページ及び SNS 等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (4) ホームページ及び SNS 等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。
- (5) 受託者は、作成したホームページ及び SNS 等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」及び別記2 「令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業しまひめライド管理・運営委託業務に係るホームページ等システム管理基準」に基づき実施すること。
- (7)業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならない。

(8) この仕	様書に定めのなり	い事項については、	必要に応じ委託者	と協議のうえ処理する
ものとす	る。			